

1 業務名

医療従事者等向け外国人患者対応力向上研修事業

2 業務の目的・概要

外国人患者を受入れる医療機関は、言語や生活習慣、文化の違いなどによるコミュニケーションの課題があり、また、新型コロナウイルス感染症などの感染症関連の対応方法も含め、医療従事者等の外国人患者に対する対応力の向上を図ることを目的として、医療制度や接遇、語学等に関する総合的な研修を行うとともに、訪日・在住外国人が多い地域における医療機関や関係期間の取り組みについて、先進事例として紹介するセミナーを開催する。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年（2023年）3月31日まで

4 業務の内容

(1) 実施方法

ア 遠隔地においても幅広く受講できるよう、インターネットを活用した e-learning 方式による研修の実施など、多くの受講者が見込めるような実施方法とすること。

イ 訪日・在住外国人が多い地域において、医療機関や関係機関の取り組みについて、先進事例として紹介するセミナーを開催することとし、遠隔地においても参加できるよう、リアルタイム配信を行い、質疑応答ができる方法により実施すること。

ウ 受講希望者に対して ID 及びパスワードを付与するなどにより、受講希望者のみが研修サイトを閲覧できるよう、アクセスを制限すること。

エ 研修期間内、受講希望者は自身の状況に応じて、何度でも繰り返しアクセスし、学習可能とすること。

オ 研修で使用する資料は研修サイトにおいて、印刷して利用できるようにすること。

カ 研修期間終了後においても、作成した教材（研修動画等）を道のホームページで閲覧できるよう、研修動画等を収納した DVD を作成するとともに、研修動画等のポイントをまとめた冊子を作成すること。

キ 研修期間及び受講者の募集方法については、別途、道と協議して決定すること。

(2) 受講対象者

医療の現場に関わる人材（医療従事者及び外国人ボランティア等）、保健所職員、行政等の外国人担当者

(3) 研修内容等

次の内容を参考に、教材（コンテンツ）を作成及びセミナーを開催すること。

ア 医療に関わる会話

- ・医療機関内（外来・入院）の接遇で使える日常会話（英語編、中国語編など）
- ・受付や会計など、場面別の対応に必要な会話事例

イ 外国人患者へ対応する際の基本的な心構えや注意点

- ・文化の違いなどコミュニケーションをとる際の注意点、典型的なトラブル事例と解決策

ウ 感染症関連での外国人対応における対応事例や対応策

- ・感染症に関連した害個人患者へ対応する際の基本的な心構え、注意点、解決策

- エ 希少言語対応における対応事例及び対応策
 - ・医療機関での多言語対応、希少言語対応の取り組み事例
- オ 日本の医療制度と外国人患者の未収金対策
 - ・外国人患者に理解させる日本の医療制度のポイント、外国人患者の未収金対策、典型的なトラブル事例と解決策
- カ 翻訳ツール等を活用した外国人患者対応について
 - ・翻訳ツール等を活用した外国人対応におけるロールプレイ
- キ 北海道内の訪日・在住外国人の動向や地域における対応例
 - ・地域における訪日・在住外国人の動向、医療機関等が求めるニーズの分析
 - ・先進地における外国人の特性に応じた取組事例の紹介、意見交換

(4) 受講料

受講者が真摯に研修に取り組むための環境を整備することとして、受講料を設定することを認める。

なお、受講料を設定する場合は、受講者1名につき3,000円を上限とする。

5 予算上限額

3,215,000円（消費税等を含む。）

6 その他留意事項

- (1) 作成した教材（コンテンツ）の著作権は、事業終了後、道に帰属する。
- (2) 受講料など委託業務により発生した収入については、補助対象経費から控除する。

7 プロポーザル参加資格

- (1) 単体の企業（法人または個人を含む。）複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 次のいずれにも該当していること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

7 手続き等

(1) 担当部局

- ア 名称 北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課医務係
- イ 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎6階）
- ウ 電話番号 （直通）011-204-5989

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法等

- ア 提出期限 令和5年9月8日（金） 午後5時（必着）
- イ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）
（持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、毎日午前8時45分から午後5時まで）
- ウ 提出場所 （1）に同じ
- エ 内容及び作成上の留意事項
別添「参加表明書作成要領」のとおり

(3) 企画提案書提出期限、提出場所及び提出方法等

- ア 提出期限 令和5年9月15日（金） 午後5時（必着）
- イ 提出方法 （2）イに同じ。
- ウ 提出場所 （1）に同じ。

8 企画提案審査の方法

- (1) 参加表明を行い、参加資格があると認められた事業者から提出された企画提案の内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする。
- (2) プロポーザルに関するヒアリング
企画提案書の内容についてヒアリングを実施する。日時及び場所については別途通知することとし、参加者数は3名までとすること。なお、企画提案者が3者以上となった場合は、提出があった企画提案書をもとに事前審査を行う場合がある。

9 企画提案の評価の基準

(1) 事業者の業務遂行能力【40点】

- ア 提案業務を適切にかつ確実に実施できる体制（実施体制、経営基盤、人材等）を有しているか。（20点）
- イ 外国人患者への対応に関する知識、ノウハウの蓄積はあるか。（20点）

(2) 事業の実施に関する企画・実行能力【60点】

- ア 外国人患者に対する医療提供全般に関することに加え、感染症関連、北海道内の訪日・在住外国人の動向、地域における外国人患者の対応に関するニーズなど、幅広い知識に基づいた研修事業が企画されているか。（20点）
- イ 研修の内容は、外国人患者とのコミュニケーション力の強化やトラブル解決など、外国人患者対応力向上に資する内容となっているか。（20点）
- ウ 研修の開催にあたり、遠隔地においても幅広く受講できるよう、e-learning方式を活用する等、多くの対象者の参加が可能となるよう配慮されているか。（20点）

10 委託契約の方法等

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）による。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令第167条の2第2号及び北海道財務規則運用方針第3節1-(2)

11 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者には、別途当該業務に係る見積書の提出を依頼する。

12 その他留意事項

(1) 委託費の概算払は、申請により行う。

(2) 契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(3) 無効となる参加表明書又は企画提案書

参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件並びに委託条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

カ 企画提案書のヒアリングに参加しなかったもの

(4) 選定・非選定の通知

企画提案事業者に対しては、選定・非選定の結果について通知する。

(5) その他

ア 企画提案の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

ウ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の提出及び差替え並びに追加資料の配付は認めない。

エ 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

オ 企画提案の作成のため道から受領した資料について、道の了解なく公表・使用することは認めない。

カ その他委託業務の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して定める。